

生徒心得

学校は将来の社会生活に向けた学びの場であるということを自覚し、集団としてのルールやマナーを守り学校生活を送る。

1 学校生活

- (1) お互いに気持ちのよい挨拶ができるようにする。
- (2) 時間を守って行動できるようにする。
- (3) 自分の衣類や教科書など、常に整理整頓に心がける。
- (4) 金銭や学習用品等の貸し借りはしないようにする。
- (5) 校内の施設、備品など公共物を大切に使う。

2 健康

- (1) 健康に気を付け、規則正しい生活を心がける。
- (2) けがや病気で保健室を利用するときは、必ず先生に申し出て利用する。

3 服装・身だしなみ

(1) 制服A

ア 冬服

- (ア) ジャケット、スラックス、長袖シャツ、ネクタイは、学校指定のものとする。
- (イ) ベルトは、黒色でシンプルなものとする。
- (ウ) 肌着は華美でなく、柄が透けないものとする。ハイネックは不可とする。
- (エ) 靴下は、白、黒、紺、グレーの無地（ワンポイントは可）で、くるぶしが隠れる長さとする。

イ 夏服

- (ア) 半袖シャツ、スラックスは、学校指定のものとする。
- (イ) ベルト、肌着、靴下は、冬服に準ずる。

(2) 制服B

ア 冬服

- (ア) ジャケット、スカート又はスラックス、長袖ブラウス、リボン・ネクタイは、学校指定のものとする。
- (イ) 肌着は華美でなく、柄が透けないものとする。ハイネックは不可とする。
- (ウ) 靴下は、白、黒、紺、グレーの無地（ワンポイントは可）で、くるぶしが隠れる長さとする。
- (エ) スカート丈は、膝の中心程度の長さとする。

イ 夏服

- (ア) 半袖ブラウス、スカート又はスラックスは、学校指定のものとする。
- (イ) 肌着、靴下、スカート丈は、冬服に準ずる。

(3) 登下校時の服装について

夏服か冬服、長袖シャツにネクタイ着用、長袖ブラウスにリボン又はネクタイ着用の3パターンとする。

(4) 防寒着について

- ア 黒、紺、グレーの長袖Vネックカーディガン、長袖Vネックセーター、ベストの着用も可とする。ただし、登下校時は、上にジャケットを着用することとする。
- イ コートは、黒、紺、グレー、ベージュ等の華美でないものとする。
- ウ マフラー、ネックウォーマー、手袋は、華美でないものとする。
- エ タイツ・レギンスは、無地、模様のない黒色とする。

(5) 運動服、作業服について

- ア 学校指定の物を着用し、安全で清潔感ある服装に心がける。
- イ 部活動、朝の活動の運動服は、白の半袖Tシャツ（ワンポイントは可）を着用してもよい。

(6) 履物について

- ア 通学靴は、白、黒、紺、グレーを基調とした運動靴、または黒、茶の革靴とする。
- イ 上靴、体育館シューズ、安全靴は、学校指定のものとする。
- ウ 屋外用は、運動靴とする。

(7) 頭髪について

- ア 前髪は目にかからないこととする。常に清潔を保ち、染色、脱色、パーマなどを禁止する。
- イ 肩より長い場合はまとめる。ヘアゴム、ヘアピンは華美でないものとする。

4 持ち物

- (1) かばんについては、黒、紺、白を基調とし、華美でないものとする。
- (2) 学校に必要な高額なお金、授業に必要な物（ゲーム、携帯オーディオプレーヤーなど）は、持ってこない。
- (3) 持ち物を大切に、必ず名前を書く。
- (4) 貴重品（財布、定期券、携帯電話など）は、貴重品袋に入れて学級で管理する。

5 携帯電話持ち込み規定

- (1) 登下校における緊急時の安全確保のため、保護者の判断により必要な場合は、携帯電話の学校への持ち込みを認める。その際、携帯電話持ち込み許可願を提出し、許可を得ることとする。
- (2) 許可願の有効期限については、最長で3年生の卒業式の日までとする。年度途中の申請も可とする。
- (3) 機種や番号等、変更があった際、携帯電話持ち込み許可願を再度提出する。
- (4) 学校内においては、登校時に電源を切って携帯用の袋に預け、下校前に受け取る。携帯電話に必ず記名する。
(携帯カバー、ストラップ等への記名も可とする)
※寄宿舎生は、登校時に寄宿舎へ預け、帰省前に寄宿舎で受け取る。
- (5) 持ち込みができる携帯電話は、フィルタリングサービスを設定してあるものとする。
- (6) 登下校時の携帯電話の使用は、緊急時の連絡のみ可とする。（忘れ物等の連絡は、不可とする）やむを得ず使用する際は、マナーを守って使用することとする。
- (7) 携帯電話の貸し借りは、禁止とする。
- (8) 携帯電話を正しく管理できない場合、学校が預かる。
- (9) 校長が必要と認める場合、携帯電話の持ち込み許可を無効とすることができる。
- (10) 登下校時に携帯電話を紛失や破損等した場合、学校は一切責任を負わない。

6 通学

- (1) 交通ルールを守り、定められた通学路で通学する。
- (2) 登下校中、飲食をしたり、寄り道をしたりしない。
- (3) 登下校中、事故などにあったら、すぐに学校へ連絡する。
- (4) 午前8時40分以降の登校については、遅刻となる。

7 その他

- (1) 欠席、遅刻する場合は、必ず早めに学校へ連絡する。
- (2) 毎日の学習活動に集中して取り組むために、アルバイトは禁止する。
- (3) 在学中の自動車学校への入校は禁止する。

8 校則の改訂手続きについて

- (1) 生徒会又はPTA役員会は、校則の変更（追加、改正又は廃止）について、学校に対し校則の変更を求めることができる。
- (2) 前項の規定に基づく求めがあった場合、又は校則の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教職員から意見を聴取、必要な試行期間を設定し、職員会議等でその内容を議論する。
- (3) 校長は、生徒・保護者、教職員からの意見や職員会議等での議論、学校の実態を踏まえ、校則の変更を決定する。

付則

この規定は、2025年4月1日から実施する。